

持続化給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

支給対象者

- ◆今後も事業継続の意思がある事業者
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で**50%以上減少**している者

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただき、対象期間とします。

- ◆法人の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は定めがない場合、常時使用する従業員数が2000人以下。

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とする。また、医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人についても対象とする。



給付額

- ◆最大、中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

◇売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヵ月）
（上記を基本としつつ、2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方には特例があります。）

申請期間

- ◆令和2年5月1日～令和3年1月15日（電子申請完了の締め切りが令和3年1月15日の24時まで）

申請方法

- ◆持続化給付金の申請用HPから電子申請 (<https://jizokuka-kyufu.jp>)
- ◆予約制の申請支援窓口（決定次第公表予定）

提出書類

（スマホ撮影画像でもOK!）

- ◆2019年確定申告書類の控え（原則、收受印又はこれに相当する書類添付）
- ◆売上減少となった月の売上台帳の写し等
- ◆通帳の写し
- ◆本人確認書類（個人事業者の場合）

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

持続化給付金ホームページへアクセス!

持続化給付金

検索



OK!

※相談ダイヤル

コールセンター ☎ 0120-115-570

受付時間 5・6月（全日） 8:30～19:00

7月（土曜祝日を除く）8:30～19:00

8月～（土曜祝日を除く）8:30～17:00

お問い合わせは

朝明商工会へご相談ください

TEL 059-365-6603

FAX 059-365-6035

